

公立大学法人山梨県立大学アドバイザーボードの設置等に関する規程

(平成24年10月11日制定 法人第2108号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第15条の2第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）の設置及び運営に関し規定するものとする。

(組織)

第2条 アドバイザーボードは、アドバイザーボード委員（以下「委員」という。）で構成するものとする。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の選考)

第3条 理事長は、必要に応じて、委員の候補者を選考するものとする。

(委嘱等)

第4条 理事長は、前条の規定に基づき候補者の選考を行ったときは、役員会の議を経て、当該候補者を委員に委嘱する。

2 委員には、助言等を行うために直接必要な報酬及び旅費を支給することができる。

3 理事長は、委員としてふさわしくない行為等があった場合には、役員会の議を経て当該委員を解任することができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、アドバイザーボードの設置及び運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月11日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和6年6月10日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の日前において現にアドバイザーボード委員である者の任期については、なお従前の例による。